



2022年5月13日

各 位

会 社 名 空 港 施 設 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 乗 田 俊 明  
(コード番号 8864 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 安 田 貴  
(Tel 03-3747-0251)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 取締役会の監督と業務執行を明確化させるため、役付取締役を廃止し、執行役員制度に基づく役職に一元化することで、経営責任の明確化及び業務執行の迅速化をより一層進めてまいります。つきまして、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①現行定款第23条(代表取締役及び役付取締役)第1項及び第42条(執行役員)の内容を統合、一部修正し、変更案第23条(代表取締役、執行役員及び役付役員)を新設するものであります。
  - ②上記規定の新設に伴い、現行定款第23条第2項、第3項、第4項及び第5項を削除するものであります。
- (3) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性をより高めるため、相談役及び顧問制度を廃止することし、現行定款第43条(相談役及び顧問)の規定を削除するものであります。

(4) (2)及び(3)による条文削除に伴い、現行定款第 44 条以下を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 3 章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示) 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 3. 取締役会長は取締役会を招集し、これを主宰する。 4. 取締役社長は取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。 5. 取締役会長または取締役社長に事故あるとき、または欠けたるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がその職務を代理し、</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会並びに執行役員</p> <p>(削 除)</p>

<p>またはその職務を行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第7章 執行役員 (執行役員) 第42条 当社は、取締役会の決議により、執行役員若干名を置くことができる。 2. 執行役員に関しては、取締役会が決定する執行役員規程において定める。</p> <p>第8章 相談役及び顧問 (相談役及び顧問) 第43条 当社に相談役及び顧問若干名を置くことができる。相談役及び顧問は、社長の諮問に応じて意見を開陳するものとする。</p> <p>第9章 計算 第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役、執行役員及び役付役員)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、執行役員を置き、当社の業務を執行させることができる。</p> <p>3. 取締役会の決議により、執行役員の中から、会長、社長、副社長、専務、常務及び上席の役付を選定することができる。</p> <p>4. 執行役員に関しては、取締役会が決定する執行役員規程において定める。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7章 計算 第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p>(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等の</p>
--	---

	<p>インターネット開示) は、なお効力を有する。</p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(水) [予定]
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(水) [予定]

以 上